



鳥取県公報

平成12年5月30日(火)

第7184号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	平成12年度同和問題に関する県民意識調査実施要領（同和対策課）	1
	平成12年度同和地区実態把握等調査（地区概況調査）実施要領（ ク ）	2
	平成12年度同和地区実態把握等調査（生活実態調査）実施要領（ ク ）	3
	県営土地改良事業の変更（耕地課）	4
	保安林の指定予定（森林保全課）	4
	保安林の指定の解除予定（ ク ）	5
	県道の区域の変更（道路課）	5
	県道の区域の供用の開始（ ク ）	5
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集	6
◇ 公 告	砂利採取業務主任者試験の実施（河川課）	6

告 示

鳥取県告示第344号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づき、平成12年度同和問題に関する県民意識調査を次の要領により行うので、同条例第2条の規定により告示する。

平成12年5月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

平成12年度同和問題に関する県民意識調査実施要領

1 調査の目的

この調査は、県民の同和問題に関する意識を把握し、今後の県民に対する効果的な啓発活動の実施に資するための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の対象

この調査は、県内に居住する者のうち、市町村の選挙人名簿から無作為抽出法により抽出した当該選挙人名簿の選挙人の1%の者を対象とする。

3 調査事項

この調査は、次に掲げる事項について行う。

- (1) 社会習慣及び人権についての考え方
- (2) 同和地区、同和問題等についての考え方
- (3) 啓発事業への参加状況
- (4) 同和教育についての意見
- (5) 同和問題の解決についての意見

4 調査の期日

この調査は、平成12年7月1日から同月31日までの間において実施する。

5 調査の方法

この調査は、郵送によって行うものとし、調査票の発送は、民間機関に委託する。

6 結果の集計

調査結果の集計は、民間機関に委託して行う。

7 調査結果の公表

この調査の結果は、報告書を作成して公表する。

鳥取県告示第345号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づき、平成12年度同和地区実態把握等調査（地区概況調査）を次の要領により行うので、同条例第2条の規定により告示する。

平成12年5月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

平成12年度同和地区実態把握等調査（地区概況調査）実施要領

1 調査の目的

この調査は、これまでの地域改善対策及び同和対策の事業効果を測定し、同和地区的実態を把握することにより、今後の同和行政の基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の対象

この調査は、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和62年法律第22号）第2条第1項に規定する対象地域（以下「対象地域」という。）の所在する市町村を対象とする。

3 調査事項

この調査は、対象地域における次に掲げる事項について行う。

- (1) 人口構造
- (2) 混住率
- (3) 生活保護受給状況
- (4) 共同作業場の運営状況
- (5) 農林漁業共同利用施設の運営状況
- (6) 隣保館の運営状況
- (7) 教育委員会及び教育集会所主催事業の実施状況
- (8) 土地改良事業の整備状況
- (9) 林道の整備状況
- (10) 農林業近代化施設の整備状況
- (11) 市町村道の整備状況
- (12) 下水道の整備状況

4 調査の期日

この調査は、平成12年6月1日から同年7月27日までの間において実施する。

5 調査の方法

この調査は、市町村に委託して実施する。

6 結果の集計

調査結果の集計は、民間機関に委託して行う。

7 調査結果の公表

この調査の結果は、報告書を作成して公表する。

鳥取県告示第346号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づき、平成12年度同和地区実態把握等調査（生活実態調査）を次の要領により行うので、同条例第2条の規定により告示する。

平成12年5月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

平成12年度同和地区実態把握等調査（生活実態調査）実施要領**1 調査の目的**

この調査は、これまでの地域改善対策及び同和対策の事業効果を測定し、同和地区の実態を把握することにより、今後の同和行政の基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の対象

この調査は、平成12年度同和地区実態把握等調査（地区概況調査）の結果、市町村が把握している同和関係世帯の世帯主等とする。

3 調査事項

この調査は、次に掲げる事項について行う。

(1) 世帯に関する事項

- ア 住宅地区改良事業等による整備の状況、隣保館の有無等
- イ 接道の幅員・防災の状況
- ウ 住居の状況
- エ 経済状況
- オ 在宅福祉サービスの状況
- カ 転出者の状況
- キ 事業経営・農業経営・漁業経営の状況
- ク 人権に関する状況

(2) 世帯員に関する事項

- ア 世帯主との続柄、出生の年月等
- イ 一人暮らしの状況
- ウ 年金の加入・受給状況
- エ 健康の状況
- オ 身体介護の状況
- カ 身体障害の状況
- キ 保健・福祉サービスの利用状況
- ク 隣保館の利用状況
- ケ 就学の状況
- コ 識字の状況
- サ 免許・資格の保有状況
- シ 就労・就労希望の状況
- ス 高齢者の趣味等の活動状況

4 調査の期日

平成12年7月1日から同月31日までの間において実施する。

5 調査の方法

この調査は、次の方法により実施する。

- (1) 調査員が調査対象世帯を訪問し、世帯主等に面接のうえ、調査票に記入等を行う。
- (2) 調査を円滑に実施するため、調査員に必要な協力をうながす者として協力員を置く場合にあっては、協力員

が調査対象世帯に対して事前に調査への協力を依頼する。

(3) 調査に係る事務の一部（調査員及び協力員の指導、調査票の審査等）を市町村に委託する。

6 結果の集計

調査結果の集計は、民間機関に委託して行う。

7 調査結果の公表

この調査の結果は、報告書を作成して公表する。

鳥取県告示第347号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業日が崎地区農道整備）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成12年5月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成12年5月31日から20日間

3 縦覧に供する場所

岩美町役場

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、異議があるときは、縦覧期間満了日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第348号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成12年5月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 保安林予定森林の所在場所

東伯郡三朝町大字福本字美坂谷463の3

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字美坂谷463の3（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、対のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第349号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成12年5月30日

鳥取県知事 片 善 博

1 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡関金町大字山口字マガ谷2143の8・字浅井ノ内スカマ2250の33から2250の36まで（以上5筆国有林）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第350号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成12年5月30日から2週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成12年5月30日

鳥取県知事 片 善 博

路線名	区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
鳥取鹿野倉吉線	東伯郡三朝町大字三徳字大瀬丸頭1157-3地先から同大字字馬口岩1127地先まで	変更前	13.5~32.0	129.0
		変更後	13.5~32.0	129.0

路線名	変更前後別	区間	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
東伯関金線	変更前	東伯郡関金町大字大鳥居字八王子前46-9地先から同町大字関金宿字町尻2647-1地先まで	6.0~38.0	629.0
		東伯郡関金町大字大鳥居字八王子前46-10地先から同町大字関金宿字山王河原866-8地先まで	15.0~60.0	1,140.0
	変更後	東伯郡関金町大字大鳥居字八王子前46-9地先から同町大字関金宿字山王河原866-8地先まで	15.0~60.0	1,155.0

鳥取県告示第351号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成12年5月30日から2週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成12年5月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

路線名	区間	供用開始の期日
東伯関金線	東伯郡関金町大字関金宿字大工前2739-1地先から同大字字山王河原866-8 地先まで	平成12年6月1日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第39号

平成12年第6回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成12年5月30日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

1 日時 平成12年6月3日（土）午後2時

2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室

3 議題

- (1) 不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について
- (2) その他

公 告

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、平成12年度の砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成12年5月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 試験の日時及び場所

- (1) 試験の日時 平成12年7月31日（月）午前10時から
- (2) 試験の場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁 講堂

2 試験科目及び試験時間

試験科目	試験時間
ア 砂利の採取に関する法令	2時間
イ 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）	

3 受験申込手続

次の書類を平成12年5月30日（火）から同年6月27日（火）までの間に住所地を管轄する土木事務所に提出すること。

なお、郵送の場合は、平成12年6月27日（火）までの消印のあるものに限り有効とする。また、受験願書及び履歴書は、各土木事務所に備え付けてある所定の用紙を使用すること。

(1) 受験願書

(2) 履歴書

(3) 写真（手札型（8.0×11.0センチメートル）とし、出願前6か月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。）

4 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 7,600円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

5 その他

(1) 受験願書を提出したものには、受験票を交付する。

(2) 受験についての詳細は、各土木事務所に問い合わせること。